

令和4年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和4年9月15日（木） 開会 午後2時 4分
閉会 午後2時41分

場所 議会運営委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

横川雅也副委員長、権守幸男副委員長

千葉達也委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、須賀敬史委員、梅澤佳一委員、

田村琢実委員、本木茂委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、井上航委員、

深谷顕史委員、山根史子委員、木村勇夫委員、秋山文和委員

出席者 中屋敷慎一議長、武内政文副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和4年9月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和4年9月15日(木))

委員長

1 9月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、9月定例会議案に提案させていただく議案について、御説明する。

サイドボックスにある、「埼玉県議会令和4年9月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

「埼玉県議会令和4年9月定例会付議予定議案件名総括表」である。

9月定例会議案に提案を予定している議案は、予算2件、条例2件、工事請負契約の締結2件、財産の取得1件、訴えの提起1件、事件議決3件の計11件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告などの報告事項が21件あり、合わせて32件となる。

議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、補正予算案については、コロナ禍において長引く原油価格や物価高騰の影響により厳しい状況に置かれている県民、県内事業者の支援に要する経費や、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を見据えた医療提供体制等の確保・強化、公共事業等の追加など、当面对応すべき事業について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、1,765億1,218万9千円となったところである。

次に、条例については、一部改正条例が2件で、「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」などがある。

工事請負契約の締結については、運転免許本部高齢者講習施設(仮称)庁舎新築工事に係るものなどである。

財産の取得については、警察本部のヘリコプター「むさし」の更新に伴い、機体に設置するヘリコプターテレビシステムを新たに取得することについて、議決を求めるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

このほか、事件議決として、首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について議会の議決を求めるもののほか、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付すものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案等の詳細を、御覧いただいている資料により御説明申し上げます。

それでは、3ページにある、資料1「埼玉県議会令和4年9月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたいと存じます。

まず、「1 予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく御説明させていただく。

4 ページを御覧願う。「2 条例」について、御説明させていただく。1 番の「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」は、法人からの申出に基づき、指定の取消しを行うものである。2 番の「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、GPS 機器等を用いた位置情報について、相手方の承諾なく取得する行為等を新たに規制するとともに、つきまとい等における規制対象行為の拡大などを行うものである。条例については、以上である。

5 ページを御覧願う。「3 工事請負契約の締結」である。1 番は、県東部地域特別支援学校（仮称）の新築工事について、変更契約を行うものである。変更内容は、賃金水準及び物価水準の変動に伴いスライド条項を適用することに加え、新型コロナウイルスの感染拡大などにより資材調達に遅れが生じたことから、請負金額及び履行期限を変更するものである。2 番は、旧県立小児医療センター跡地に建設する、運転免許本部高齢者講習施設（仮称）の庁舎新築工事を行うもので、工期は令和 6 年 3 月 25 日までとなっており、請負金額は 15 億 700 万円、契約の相手方は株式会社島村工業及びシン建工業株式会社である。

6 ページを御覧願う。「4 財産の取得」である。警察本部のヘリコプター「むさし」が令和 4 年 6 月に更新されたことに伴い、機体に設置するヘリコプターテレビシステムを新たに購入するものである。

7 ページを御覧願う。「5 訴えの提起」である。県営住宅に不正に入居している者 2 名に対して、住宅の明渡しと損害賠償金の支払いを求める訴えを提起するものである。

8 ページを御覧願う。「6 事件議決」である。1 番の「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」は、首都高速道路株式会社による料金制度等の変更に同意することについて、議会の議決を求めるものである。2 番の「令和 3 年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」は、一般会計及び 15 の特別会計について、決算の認定を求めるものである。3 番の「令和 3 年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」は、流域下水道事業会計など五つの公営企業会計について、決算の認定を求めるものである。議案については、以上である。

次のページ以降は「報告事項」である。まず、「1 地方自治法第 180 条第 2 項の規定による知事専決処分報告」である。1 番の「工事請負契約の変更契約の締結について」は、庄兵衛堀川の導排水路工事の請負契約について、周辺から振動削減の要望を受けたことを踏まえ、施工方法を変更したことに伴い請負金額を変更したものである。2 番の「損害賠償の額を定めることについて」は、農業技術研究センターの駐車場の樹木が強風で倒れ、駐車していた職員の自家用車を損壊させたことに対する損害賠償額について、443,700 円と定めるものである。10 ページを御覧願う。3 番の「損害賠償の額を定めることについて」は、令和 4 年 6 月定例会において専決処分の報告を行った案件と同様のものであり、警察官が公安委員会の意思決定が存在する交通規制であると誤認し、信号無視・交差点右左折方法違反の告知をしたことにより、各種講習を受講等せざるを得ず、休業損害等が生じた者 40 名に対する損害賠償額について、総額 379,300 円と定めるものである。11 ページを御覧願う。「2 行政報告書」であり、令和 3 年度の主要な施策の成果について報告するものである。12 ページを御覧願う。「3 内部統制評価報告書」であり、財務に関する事務の方針及びこれに基づき整備した体制に関する評価について報告するものである。13 ページを御覧願う。「4 継続費精算報告」であり、継続年度が終了した一般会計、特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。14 ページを御覧願う。「5 基金の運用状況報告」であり、定額運用基金である土地開発基金及び美術作品取得基金について報告するものである。15 ページを御覧願う。「6 地方自治法第 221 条第 3 項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学をはじめ合計 6 法人を報告するものである。なお、令和 3 年度から県立病院が地方独立行政法人化したことに伴い、

埼玉県立病院機構が今回から報告対象に加わっている。16ページを御覧願う。「7 地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告」であり、地方独立行政法人法の規定に基づき、埼玉県立病院機構及び埼玉県立大学の令和3年度の業務実績等に関して、評価結果を報告するものである。こちらも、6番と同様に埼玉県立病院機構が今回から新たに報告対象に加わっている。

17ページを御覧願う。「8 健全化判断比率等報告」であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。18ページを御覧願う。「9 私債権の放棄に関する報告」であり、埼玉県債権の適正な管理に関する条例の規定に基づき、令和3年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。19ページを御覧願う。「10 施策の実施状況報告」であり、1番の観光づくりに関する施策及び2番の農林水産業の振興に関する施策の実施状況について、それぞれ条例の規定に基づき報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

20ページを御覧願う。資料2「令和4年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。

補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(6)までの六つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、御説明する。

次のページ、「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の補正額欄にあるとおり、一般会計で1,765億1,218万9千円、特別会計で6,000万円となっており、一般会計及び特別会計の合計で1,765億7,218万9千円である。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正では特定財源である国庫支出金などを充てるとともに、新型コロナウイルス感染症対策において、地方創生臨時交付金が不足したことなどから、一部、新型コロナウイルス感染症対策推進基金からの繰入金や繰越金を充てている。

次のページ、「3 補正予算の主な内容」について御説明する。

なお、御覧いただいている記者発表資料については、今年度より記載内容を充実させていただいているので、主な内容について、ポイントを絞って御説明させていただく。まず、「(1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者への緊急支援」についてである。「ア、イ、ウ」については、光熱費、燃料費等の激変を緩和するため、福祉施設をはじめ、私立学校、トラック運送事業者や酪農家等に対し、直近のエネルギー価格上昇率等を踏まえ、緊急的措置として補助するものである。また、トラック運送事業者の円滑な価格転嫁の促進に向けたセミナーの開催や、畜産農家等に対し自給飼料の生産性向上に必要な機械等の購入費を補助していく。

次のページ、「(2) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける生活困窮者等への緊急支援」についてである。「ア、イ、ウ」については、生活困窮者が気軽に相談できる「生活困りごと相談会」を県内四つのエリアで開催し、相談を通じて各種支援機関につなぐとともに、自殺対策としてSNSによる相談体制の強化等を図るほか、県内のひきこもり支援団体の活動内容をSNS等により発信することで、ひきこもり当事者や家族が相談するきっかけを提供する。「エ」については、県及び市町村の社会福祉協議会における生活福祉資金特例貸付の借受人の相談体制を拡充するものである。次のページ、「(3) 原油価格・物価高騰等の影響を受けにくい経営体質・生活様式への転換を促す支援」についてである。「ア、イ」については、県内中小企業等の経営体質の転換に向け、国のグリーン成長戦略・重点14分野に新たに取り組む経営革新計画の実行に要する経費を補助するとともに、企業間の雇用の流動化を促進するため、セミナーや合同面接会を開催するほか、紹介予定派遣制度を利用した就業支援の拡充等を行うものである。「エ、オ」については、化学肥料使用量を削減したグリーンな栽培体系への転換に向け、必要な機械等の導入経費を農業者団体等に補助するとともに、輸入木材からの転換に向け、県産木材の加工施設や品質確保に要する施設のほか、ICTを活用した新たなサプライチェーンの構築に要

する経費を補助するものである。次のページを御覧願う。「キ」については、生活様式の転換を促す取組への支援として、CO₂排出量の削減を加速させるとともに、災害時のレジリエンス機能強化のため、EV、PHV等の導入経費を補助していく。次のページ、「(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止」についてである。こちらは、基本的には当初予算でお認めいただいた9月末までの新型コロナウイルス感染症対策について、年度末までの期間延長等を行うものである。「ア、イ」については、引き続き埼玉県ワクチン接種センターの運営や、副反応等の電話相談窓口の設置、接種医療機関等への支援等を実施するとともに、相談・検査・医療提供体制等を確保することに加え、第7波において軽症の自宅療養者が急増した状況を踏まえ、自宅療養者支援センターの人員体制の拡充や協力医療機関との連携の強化を図るものである。「エ」については、福祉施設における感染拡大を防止するため、高齢者・障害者施設の職員等に対し抗原定性検査キットによる頻回検査を実施するとともに、リリーフナースとしてクラスター発生時等における看護師の派遣や、施設内療養費など掛かり増し経費への補助を行っていく。次のページ、「(5) 公共事業等の追加・適正工期の確保」についてである。「ア」については、国庫補助事業の内定増等に伴う追加工事を実施するものであり、「イ」については、やむを得ない事由により年度末までの完成が難しい工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。次に、「(6) その他」についてである。「ア」については、在宅医療等における従事者の安全確保を図るため、診療報酬等の対象とならない訪問時の複数同行費用や通話録音装置の購入など安全確保対策に要する経費を補助するとともに、ハラスメントに関する専用相談窓口の設置等を行っていく。

次のページ、資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、県民2名、公明2名、民主フォーラム1

名、共産党1名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、公明1名。2日目、自民1名、民主フォーラム1名、共産党1名。3日目、自民2名、県民1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる9月21日(水)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。

したがって、質疑質問1日目の9月29日(木)に係るものについては、一問一答式の場合は9月26日(月)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、9月27日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要があるが生じている。

については、お手元の資料2のとおり、県民及び無所属の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受けて、県民から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、無所属の柿沼貴志議員の議席は4番とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今、御了承いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 常任委員の所属変更についてだが、柿沼貴志議員及び八子朋弘議員から、常任委員会について、お手元の資料3のとおり所属変更したい旨の申出があった。

については、資料3のとおり所属変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって、所属変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、常任委員の所属変更については、開会日・9月22日（木）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任及び選任についてだが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の柿沼貴志委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。については、柿沼貴志委員の辞任を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第4条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、柿沼貴志委員の新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任を許可することで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の辞任に伴い、1名欠員となった同委員に、県民から、平松大佑議員を選任されたい旨の申出があった。については、平松大佑議員を選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、平松大佑議員を新型コロナウイルス感染症対策特別委員に選任することで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任及び選任については、開会日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 図書室委員の任命についてだが、柿沼貴志委員から同委員を辞任したい旨の申出があり、後任として、県民から、井上航議員を同委員に推薦したい旨の申出があった。については、柿沼貴志委員に替わり、井上航議員を図書室委員に任命することでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、開会日の本会議において、井上航議員を図書室委員に任命するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、9月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料4のとおり、前6月定例会と同様の対応とする委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願う。

委員長

9 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料5及び資料6に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料5、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の夜7時から8時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料6、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「9月定例会ダイジェスト」として、10月23日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「特別委員会だより」として、11月6日（日）と13日（日）に分けて放

送したいと考えている。
どうぞ、よろしく願います。

委員長

10 第22回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料7に基づき、政策調査課長から説明させる。

政策調査課長

お手元の資料7を御覧願う。

今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、会場での対面開催とオンラインによるハイブリッド方式による開催となった。

資料7の2枚目をお開き願う。この大会は、共通する政策課題について意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。開催日程は、11月9日（水）及び10日（木）となっている。1日目は、基調講演と第1分科会、2日目は第2分科会と第3分科会が開催される。オンライン配信による参加については、参加議員数に制限はなく、希望の方全員が基調講演及び全ての分科会に御参加いただくことができる。

よろしく願います。

委員長

この件については、例年、埼玉県議会会議規則第85条の規定に基づく議会の議決により議員を派遣しているが、今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場とオンラインによる二つの参加方式により開催される。

参加方法について、議長から、オンライン参加のみにしてはどうかとのお話があったが、オンライン参加のみとすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この場合、会場への派遣という形ではないため、議員が参加するに当たって議会の議決を要さない。

オンライン参加の方法については、後ほど、事務局から御連絡差し上げるが、特に人数制限がないので、議員各位の積極的な参加を願います。

委員長

11 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料8のとおり、開会日・9月22日（木）の午後1時から開催したい旨、議長からお話があったので、議員各位の御参加を願います。

委員長

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、会場での講演と同時にオンライン配信も行う。

また、例年、参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長は、オンライン配信による視聴のみとなるので、御承知おき願う。

委員長

12 県議会における避難訓練についてだが、概要について御説明する。

令和4年7月7日の議会運営委員会において報告したとおり、9月定例会中に避難訓練を実施したいと考えている。については、お手元の資料9を御覧願う。

実施日は、開会日・9月22日（木）本会議散会後を予定している。本会議開会中に、「県内で震度6弱」の地震が発生したという想定で、地震発生時の議会運営や議事堂からの避難を執行部とともに行うので、御協力をお願いする。なお、後ほど詳しい被害想定も皆様にお示しさせていただきたいと考えているので、よろしく願います。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、今後は、当訓練の実施結果を検証した上で、反映できるものを盛り込んだ「議会BCP」の策定を進めていきたいと考えている。

また、この避難訓練とは別に、議員の安否を確認するための「議員安否確認システム」の利用訓練を行う。議会開会中、閉会中にかかわらず、議員の安否を正確に把握することは、発災時の業務継続のために大変重要である。

詳細は後日、事務局から説明するので、御協力をお願いする。

木村委員

議会運営について質問させていただく。

さきの6月定例会最終日の議第15号「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」の採決において、自民党議員団の9名が退席した。埼玉県議会会派に関する規程では、第3条第3項において、「会派は、原則として、議案その他の議決事件の採決に当たって、会派としての方針を決定し、一致した行動をとるものとする」と規定し、議会の会派一致の原則を示している。また、同規程第4項では、「会派は宗教、職業倫理等の特段の事由により、会派として前項の規定による一致した行動をとることができない場合は、その旨及びその理由をあらかじめ議会運営委員会で明らかにしなければならない」とし、例外規定を設けている。さきの定例会での自民党議員団の行為は、会派一致の原則に反するとともに、採決直前の採決区分を確認する議会運営委員会においても退席する者がいること、また、その理由が示されなかった。ここに明確な説明を求めたいと思う。

田村委員

まずもって、今お話にあったように前回の採決において、私ども自民党議員団に退席者が出たことについては、率直にお詫びを申し上げたいと思う。申し訳なかった。

その日は採決区分の最終確認等のため団会議を開いたが、その際には団員から退席の旨の連絡が私の方には一切なかったため、この議会運営委員会に臨ませていただき、採決区分を報告させていただいた。それにもかかわらず、本会議場で退席者が出たことについては、私ども執行部の不徳の致すところであり、率直にお詫びを申し上げたいと思う。

団員には、棄権について周知徹底をし、今後このようなことがないようにしていきたいと思うので、どうか御理解をいただければと思う。よろしく願います。

委員長

13 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月22日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >